

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】令和2年9月10日(2020.9.10)

【公開番号】特開2019-117941(P2019-117941A)

【公開日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【年通号数】公開・登録公報2019-028

【出願番号】特願2019-50965(P2019-50965)

【国際特許分類】

H 01 L	51/50	(2006.01)
H 05 B	33/12	(2006.01)
H 05 B	33/06	(2006.01)
H 05 B	33/24	(2006.01)
G 02 B	5/20	(2006.01)

【F I】

H 05 B	33/14	A
H 05 B	33/12	B
H 05 B	33/12	E
H 05 B	33/06	
H 05 B	33/24	
G 02 B	5/20	1 0 1

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月29日(2020.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の発光素子と、

第1の方向において、前記第1の発光素子と隣り合って配置される第2の発光素子と、
前記第1の方向と交差する第2の方向において、前記第1の発光素子と隣り合って配置
される第3の発光素子と、

前記第1の発光素子に供給する電流を出力する第1の供給回路と、

前記第2の発光素子に供給する電流を出力する第2の供給回路と、

前記第3の発光素子に供給する電流を出力する第3の供給回路と、

前記第1の発光素子の画素電極と接し、前記第1の発光素子と前記第1の供給回路とを
電気的に接続する第1のコンタクト領域と、

前記第2の発光素子の画素電極と接し、前記第2の発光素子と前記第2の供給回路とを
電気的に接続する第2のコンタクト領域と、

前記第3の発光素子の画素電極と接し、前記第3の発光素子と前記第3の供給回路とを
電気的に接続する第3のコンタクト領域と、

前記第1の発光素子に対応して配置され、平面視において前記第1のコンタクト領域と
重なる第1のカラーフィルターと、

前記第2の発光素子に対応して配置され、平面視において前記第1のコンタクト領域お
よび前記第2のコンタクト領域と重なる第2のカラーフィルターと、

前記第3の発光素子に対応して配置され、平面視において前記第1のコンタクト領域お
よび前記第3のコンタクト領域と重なる第3のカラーフィルターと、

を備える電気光学装置。

【請求項 2】

前記第2のカラーフィルターは、前記第1のカラーフィルターとは異なる色であり、
前記第3のカラーフィルターは、前記第1のカラーフィルターおよび前記第2のカラーフィルターとは異なる色である、

ことを特徴とする請求項1に記載の電気光学装置。

【請求項 3】

前記第1のコンタクト領域と前記第1の発光素子との間の第1の距離は、前記第1のコンタクト領域と前記第2の発光素子との間の第2の距離および前記第1のコンタクト領域と前記第3の発光素子との間の第3の距離と等しいことを特徴とする請求項1または2に記載の電気光学装置。

【請求項 4】

前記第1のコンタクト領域において、前記第1のカラーフィルターと前記第2のカラーフィルターと前記第3のカラーフィルターとは、それぞれ重なることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の電気光学装置。

【請求項 5】

前記第1のコンタクト領域に、前記第1の発光素子と前記第1の供給回路とを電気的に接続させる第1のコンタクト電極と、

前記第2のコンタクト領域に、前記第2の発光素子と前記第2の供給回路とを電気的に接続させる第2のコンタクト電極と、

前記第3のコンタクト領域に、前記第3の発光素子と前記第3の供給回路とを電気的に接続させる第3のコンタクト電極と、

を備える請求項1乃至4のいずれか1項に記載の電気光学装置。